

政令第 号

工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第七十二条第一項第二号、第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令（平成十二年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令

第一条の見出し中「工業標準」を「産業標準」に改め、同条中「工業標準化法（」を「産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号。」に、「第六十九条第一項第一号の」を「第七十二条第一項第一号の」に改め、同条各号中「第六十九条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に、「工業標準」を「産業標準」に改める。

第三条の見出し中「工業標準」を「産業標準」に改め、同条中「第六十九条第一項第三号」を「第七十二条第一項第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「工業標準」を「産業標準」に改め、同条中「第六十九条第一項第二号の」を「第七十二条第一項第三号の」に改め、同条各号中「第六十九条第一項第二号」を「第七十二条第一項第三号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第二条 法第七十二条第一項第二号の政令で定める主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とする。

本則に次の二条を加える。

（役務に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第五条 法第七十二条第一項第五号の政令で定める主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該役務の提供の事

業を所管する大臣とする。

(経営管理の方法に係る産業標準に関する事項についての主務大臣)

第六条 法第七十二条第一項第六号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項(次号に掲げるものを除く。)について  
は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該経営管理の方法を用いることが見込まれる事業を所管する大臣とする。
- 二 法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項のうち、業種に普遍的な経営管理の方法については、経済産業大臣とする。

#### 附 則

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年七月一日)から施行する。



理 由

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産業標準の制定等に係る主務大臣を定める等の必要があるからである。